

全ての人の「権利」が守られる地域社会をつくるために 「障害者権利条約」、「社会モデル」で考える

阪公立大学 常勤講師 披 ぬみ 生

はじめまして松波と申します。今日はこのような機会を頂きまして非常に恐縮というか自分で良いのだろうかと思つたのですが、前年度の稲原先生から推薦頂いたという事で、私なりに思う事をお話しさせていただきます。

今日の流れとしては、私が何者かという自己紹介と障害の社会モデルという考え方、捉え方は凄く大事だと思つているので、ご存知の方もおられるとは思いますがお話しします。

それから障害者権利条約とか障害者差別解消法、これも良くご存じの方がいるかと思いつつ改めて大事と思われる事をお話して、それから具体例に触れて最後に私が思う事という事で予定では11時40分くらいまでお話しさせてもらおうと思つています。

自己紹介なのですけれども、私は実は福祉をしつかり学んだことは未だになくて、〇〇福祉士も持っていないですし、凄く素人という所があります。一旦最初の大学を出て会社員になって、全く障害のある人も福祉とも関係のない仕事をしていたところ、たまたま学園祭に行った時に出会った車椅子ユーザーと友達になるのです。それが1つ大きなきっかけになって、その後大学院に行つてから障害学というものに出会っていくのですが、25歳の時に出会った友人というのは、所謂自立生活センターという所で活動している活発な身体障害の方だったので。私は車椅子ユーザーの人と共に喋つた事もなかった、全く何も知らなかったもので、逆に友人はそれを面白がって、気が合つたので仲良くなつて、今でも友達なのですけれども、その友人との出来事で1つだけ紹介したいと思つています。

この25歳の時というのは、丁度30年前1993年になるのですけれども、当時、大都市でも駅にエレベーターが無い事が当たり前だったので。静岡の方では普段鉄道を使わない車中心の生活が多いのかと思うのですけれど、兵庫県神戸とか西宮とか、その辺に住んでいた自分にとって電車は毎日使つていて通勤をしていたわけなのですが駅にエレベーターは無かったです。私が出会つた車椅子ユーザーの友人の最寄り駅もエレベーターが無くて当時階段しかなかったです。でも友人は遊びに行つたり仕事に行つたりするのに駅を使つていて、その度に駅員さんに声をかけて4人がかりで車椅子ごと本人を持ち上げて階段を上るといふ、手段で電車に乗つていたので。私は介助者でもなくて、ただ友達として一緒にいたのですけれど、ある時その友人と外出するのに駅に行つて駅員さんと呼んできて駅員さんが4人がかりで車椅子を持ち上げて階段を上つて駅のホームに上がるその瞬間に私が他の駅員さんに対して「ありがとうございます」といふ様子を言つたのです。そうしたら、その駅員さんが去つていつた後で友人から「めぐみ、あんたはお礼言わんかい」といふ様にピシヤツと言われたのです。私は何で叱られたのかさっぱり分からなくて、エーっと思つたのです。友人自身は軽くお礼を言つたり世間話をしたりしていたけれども、ただ友人としている私が代わりにお礼を言つたみたいなのな雰囲気だったのです。それをそんな様にパターナリスティックといふか保護者の様に振る舞われるのは嫌なのだといふ事を友人が言つたのです。それからお礼を言うといふのも本当はしたくない、あえてお礼を言わない

車椅子の仲間もいるという事も聞いて、当時凄く新鮮な驚きをしたのを覚えています。それは本来誰でも電車に乗れるべきなのに今のところ駅のスロープとかエレベーターが無いから駅員さんに頼まなくてはいけない。時には駅員さんの都合で凄く待たされ嫌な事もあったわけですね。それでもあえて電車に乗り続ける車椅子ユーザー、障害者がここにいるのだと知る意味でも、どんどん電車を使う、そういう様な意味を聞いて凄く新鮮な思いがしたし、また電車に乗る度にお礼を言わなくてはいけないのはおかしいという考え方があるという事も初めて知って、凄く新鮮な想いをしたので覚えています。そういう友人たちの想いを知らずに何気なく駅員さんにお礼を言った自分というの、何か物凄く後になればなるほど、恥ずかしいと思うようになりました。

30年前で今でもある事ですけれども、お店に行けば店員さんが友人ではなく私と話そうとする。障害のある人の顔を正面から見ないで隣にいる人とはばかり話そうとするという店員さんとか、駅員さんがいかに多いかという事も実感してきたのです。それって車椅子ユーザーの友達が出来た事等も1つのきっかけとして色々と考えたいと思つて大学院に進んだのですけれど、私はあえて福祉とか特別支援教育というのではなくて人権とか障害者の事だけではないのですけれど人権の事を考えたいと、自分自身が知らなくて当事者の人から教えられてきたという事があつたので、そういう考える場、考える機会がそもそも不足していると思つて教育に関心を持ったのです。だから、どっちかという子供よりは大人に対して学ぶ場を作りたいという動機で大学院に行ったのですが、そこで、障害学という新しい学問が生まれている事を知るのでした。

昨年講演した稲原先生とも、この障害学を通して出会うのですが、そこで、障害を社会のあり方から捉える障害者が生きづらいのは社会のせいだ、社会が健常者を中心に出来ているから問題なのだという事、そういう考え方を基に学問が始まっているという事を知つて非常に刺激を受けます。

そういう点で自分なりに障害学を学び、それを教育や研修に活かしたいと思つて勉強や実践をしてきました。ただ、それまでの私は25歳の時に出会った友達やその周りの障害者、活発で意見をはつきり言える様な人しか知らなかったもので、それは視野が狭いと思つて介助の仕事を始めました。

それは自立生活センターを通じた介助でしたけれども、私の友人とは違つて、なかなか自分の思つている事を言にくい人、身体障害と知的障害の両方ある人とか、閉じこもりがちの人とか、それでも一人暮らしをしている人達ではあるのですが、色々な人達がいるし、また私が介助させてもらつていた人が以前施設に入つていて、そこでどの様な経験をしたかという事をポツリポツリと話していたりして、そういう事事が非常に私自身の色々なものを考える時の大事な考える基になつていてと思います。

そして、一方で私は人権というものに元々、関心があつたので障害分野だけではなく日本で暮らす外国人の人権とか、LGBTの人達の事とも関心があつたのです。でも障害者に関しては人権の条約が無いなどというのは感じて来たのです。女性差別の条約とか子供の権利についての条約はあるのに、どうして障害者の人権については国際的な条約が無いのかと思つていたところ、2000年代になつてから国連で話し合いが進んで、それも障害者の社会モデルの考えに基づいて人権の新しいルールが出来ようとしているという事を知つて、とても興味を持ったのです。

1度だけですが貧乏旅行をしまして権利条約が出来た直前の会議を傍聴する事が出来ました。後でもう一度触れますが「我々抜きで我々の事を決めるな」という事で本当に多数の障害のある人達が集まつている会議の場だったので。もちろん日本語通訳もあつて、そういう話し合いの場に参加して本当に世界中から障害の種類を超えて自分達の権利を守るルールを求めている人達がいるのだなと実感したのです。

この時にロバートマーティンさんというニュージージーランドの知的

障害の当事者の方も発言されていたのをよく覚えています。

国連の会議の場を経験して日本でも権利条約はいつか批准されるのだろうし、広めていきたいと思った。すると、一つの方法として各地で条例を作る運動が始まっているという話を聞いたのです。先ほどこの人達の中で静岡県でも差別解消の条例があるという事をお聞きしたのですが、当時千葉県を皮切りに、あちこちで少しずつ障害者の条例が出来たと、京都でも条例が出来る、作ろうとしている人達がいることを知って、それで、そういう場に足を運ぶようになって障害者権利条約の批准と完全実施を目指す〇〇というネットワークの事務局のボランティアになったのです。

この経験は私にとって凄く重要で2008年から現在も続けていますけれど、特に条例を作るまでの数年間というのは非常に密に京都の約40の様々な団体の人と一緒に毎月の様に集まって色々話し合い情報交換をしました。そこには手をつなぐ育成会の方もきょうされんの方も、また、様々な親の会の方もおられましたし、また、ピープルファースト京都という形で知的障害、当事者の方も参加されていました。それまで、どちらかというと、やはり身体障害の方が中心の人間関係しかなかった私にとっては各団体がどの様な事を不安に思っているか、どの様な事を期待しているとか、また、場合によっては意見のぶつかり合いというのを京都というローカルな場所ですごくさん体験する事が出来て、それが今の自分の大事な礎になっ

ているなと思うのです。

条例もなんとか出来たし国レベルで差別解消法という法律が2016年から始まるわけです。私は条例づくりの経験を通して、それがどの様に役に立つのだろうかという事を考えて来たので、それであちこちで研修をさせてもらう機会が増えていきます。

今も基本それを引き継いで非常勤講師をしたり研修をしたり、そして介助者、ヘルパーの仕事も未だに細々と続けています。

特に今は京都の日本自立生活センターというところの登録介助者なのですけれども、2019年から、まだ僅か4年なのですが知

的障害のある方の介助で一人暮らしをしている方の介助も複数入らせてもらうようになって、それで一層障害のある人の地域での生活という事や、女性障害者の方も結構 京都で活発に活動して一緒にやっているのだから障害のある女性への複合差別といった事にも個人的に関心をもって関わっています。

まず1冊だけ宣伝させていただきます。

こういう本を作り直しました。直接教育に関わっていない方にもヒントがあるという本かなと思います。ここにちよつと私なりの障害者の人権についてもっと書くことはいっぱいあるとは思いますが、私が把握している最近の流れと、それにまつわる重要な動きという事で、ちよつと書いたものです。漢字ばかりになってしまいう事ではここから障害の社会モデルという考え方ができて広まってきたのが何故大事かという話をしたいと思います。

この障害者権利条約というものが出来たのは、まだ比較的新しいわけです。2006年に世界で障害者権利条約が出来て、日本で差別解消の法律が出来たわけですが、それはこれまでに無かった新しい考え方が主流になってきた、スタンダードになってきたという事があるわけです。それを国際的な権利擁護の場ではパラダイムシフトとよく言うのですが、大きなパラダイムシフト（価値観の転換）がありました。

それは2つあって、1つ目は保護の対象から権利の主体へという言葉が権利条約の理念を示す為に世界中で使われています。

これは障害のある人に何処でどの様な存在かという事を示すパラダイムシフトです。

保護の対象が危なっかしい、何をするのかわからない、保護してあげなきゃという何かを提供する対象としてばかり見られていたのだけれども、そうではなくて権利の主体、そのご本人に人権があつて、その権利を行使する主人公なのだという当たり前という事なのですけれども、本来人権というのはそういうものなのですが、でも、

特に知的障害のある人などはそれを奪われやすかった。その事を2006年にはわざわざ、国連で確認しなくてはいけないくらい、日本人には、ついわからぬだろうと言つて周りの人達が保護しなければいけない。どんな人にも本人に権利がある、それを片時も忘れてはいけないということだと思ふのです。

そして2つ目のパラダイムシフトが障害という問題の捉え方です。障害があれば何かと大変、何かと生きづらいと言われていて実際に障害のある友人と私の普段の日常を考えても様々な制限がどうしても障害のある友人にはかかってきます。

それは何故だろうという事を従来は、それは個人に〇〇障害があるから、機能障害があるから発達障害があるからという様に説明されてきました。個人の悲劇ですね。そうではなくて実はこの私達が暮らしている社会が健常者を基準にあたかも全員が健常者であるかのように社会を作つてきてしまった価値観を健常者中心に何が良い事か、悪い事か、優れているか、そういう価値観を勝手に作つて、それを押し付けてきた、そういう社会がバリアを作っているのだ。

社会のバリアこそが問題であり、そつちを変えていかななくてはならないのだという様に価値観が転換してきたわけです。

これは国際的なレベルで過去数十年間の間に起こってきた大きな転換です。こういう転換があつたから遅まきながら障害者権利条約が出来たし、また日本でもそれに合わせて法制度改革をしているわけです。

社会モデルという考え方の起源は、どの辺にあるのかよく紹介されるのが1970年代のイギリスで重度の身体障害の人がこの様な事を言つたというエピソードなのです。

イギリスは福祉の先進国とは言われているのですけれども、重度の障害者は社会から隔離された施設でリハビリにしても全く何の望みも無いのにリハビリをさせられ、そして人間の尊厳が損なわれている、その経験をしたある障害者がちよつと気がつくわけです。

施設を出て街に行つてみると非常に暮らしづらい、でも、それは我々の事を考慮しない町の構造、介護が必要で車椅子を使つている。そういう人間がいるということを考えていないで町が作られている。その様な社会の環境です。そういうもののせいで自分達は出来なくさせられているのではないか、自分の肢体不自由、脳性麻痺だとか、頸椎損傷だとかそういう事が原因ではなくて、この社会の環境のせいで自分たちは出来ない人にされているのではないのか。

そういうことを感じて、それを文章にしていくなのです。彼らは自分達の事を社会によつて出来なくさせられている人々という意味で「Disabling people」と呼んだりしました。これは従来の医学的な医師が診断するインペアメントです。医学的な障害があつて、だから困難を持つているという見方と180度異なる様な気づきや、それを言葉にした事をきっかけに社会モデルという考え方が発展していきます。でも、これは別にイギリスに限つた事ではなく同じ様な発想は日本の障害者運動等の中にも見ることが出来ます。

非常に単純な話ですが、この駅、このイラスト、階段があります。階段の上に駅があるとします。それで車椅子ユーザーの人が困っています。何故困つているのでしょうか？という時に一般的な発想では、この人は何らかの肢体不自由があつて自分の足で階段を上る事が出来ない。だから困つているという様に個人が抱えている問題として見るわけです。

だけど散々私が車椅子と階段の話の冒頭からしてきましたから、もう皆さんお気づきの通り何故スロープやエレベーターが無いのかという発想が障害者運動の中で出来ていくわけです。歩けないから階段も上がれないから電車に乗れないという様な、そういう発想ではなくて、そもそも駅という場所は色々な人が使うのだと。中には高齢者で階段が上れない方とか呼吸器の病気で非常に階段が辛い人とか松葉杖を使つている人とか色々な人がこの社会にいるのに、元気に階段を上れる人だけが使えるような駅を作つてきた、そつち

が問題ではないか。そういう考え方にだんだん変わってくるわけですね。

これはちよつと映画の一場面ですが外国映画です。「君の瞳に乾杯」という日本語字幕がありますが、こういう外国映画を皆さんも楽しまれる事があると思うのですが、もし日本語字幕や吹き替えがなければ、なかなか内容を楽しむことは難しい。でもこれは外国映画だから日本語字幕があるのだけれども、もしこれが日本映画（邦画）だったら今でも字幕が無い方が多いです。

この様な事について実は聴覚障害者の人達は自分たちも日本映画を楽しみたい。日本映画にも字幕をつけて欲しいという様にろう者の人達は運動してきたのだけれども、なかなかつかなかったという事を私は京都のろう者の方から手話通訳付きで伺ったのです。

気がつかなかったと思いました。聞こえないから映画の中身がわからないというのではなくて、字幕がなければ映画を楽しめない人もいる、様々な人がいるのだから最初から字幕というオプションを用意しようという発想にならなかった、あるいは少数の聞こえない人達の訴えを無視してきた。これは多数派、聞こえる人が圧倒的多数の社会が聞こえない人達の声を無視してきた。これは人権の問題とも言えると思うのです。

最近ようやく一部の映画館で字幕付き上映の時間を設けたりタブレットとかICT機械を使って字幕を出したりす様なサービスが始まっています、まだ一部です。

皆さんも読書をされると思うのですが一番最近の芥川賞を受賞した市川さんという方の受賞作でこういう言葉があります。「私は紙の本を憎んでいた、目が見える事、本が持てる事、ページがめくれる事、読書姿勢が保てる事、書店へ自由に買いに行ける事、5つの健全性を満たす事を要する読者文化のマチズモを憎んでいた」ちよつと独特な表現ですが、これは紙の本を当たり前に読める私や皆さんの多くもそうだと思うのですが、それが出来なくて本を読みたいのに読めない、読むのにすごく手間がかかる、誰かに頼まなければ

いけないという、本を読む事を断念しなくてはいけない、そういう人達がいる事をどれだけ考えてきたか。ということなのです。

これは市川さん自身が難病の車椅子ユーザーで非常に本が好きなのに苦労してきたという事が現れています。私はこの市川さんと全く同じ難病の友人が実はいるので、なかなか電子書籍が増えない、オーディオブックがもつとあればいいのにと、電子書を直接聞いたので、この市川さんの作品をきっかけにもつと電子書籍やオーディオブックが普及したら良いと凄く思ったのです。

でもこれも本当に健全者を中心に社会ができているそのために平等じゃないという事をよく表している例と思うのです。

そこで障害の社会モデルがいかに大事かということになるのですが、ちよつと便宜的に社会モデルというのはこれまでの何に対する社会モデルなのかという事を説明する為に個人モデルとか医学モデルという言葉があります。別にこの通りの考えを主張している人がいるというわけではないのですが、まだまだ常識の中に、こういう考えがあると思うのです。見えないから聞こえないから歩けないから知的発達の遅れがあるから、だから様々な出来ない事があるのだという。まあ、問題を個人の責任にしてしまう考え方です。そうすると結局障害を克服する、障害を軽減する為に頑張りなさいという事になって、それがまだまだ適用出来ないから外に出せないとか、あれが出来ない、これが出来ないという様に正当化してしまう事にもなっているのではないかと思います。

でもそれに対して社会モデルですが最初に1970年代イギリスでと言いましたけれども、普遍的に社会の方が変わるべきという事を心から実感した人達がいて、どんな社会モデルの考え方というのが練り上げられてきたわけです。この社会の中には様々なバリア（社会的障壁）がある。それが人にとっては物理的な階段、段差であり、ある人にとっては映画の字幕がない、手話通訳がない点字や音声がない、そういう情報のバリアですし、そしてもちろん偏見、何か怖いとか何をするのかわからない、どうせ無理みたいな、

そういった事も含めて社会のバリア（社会的障壁）なのです。

そういう事が障害のある人の権利を奪ってきたのだ。でもこういう社会のバリアは全く未来永劫、絶対変わらないというものではないです。時間はかかってもそれを無くしていく事は出来る。現に30年前と比べると、どうしても都市が中心ですがエレベーターのある駅が圧倒的に増えました。情報保障もまだまだとはいえニュースに字幕がついたり手話通訳がついたりという事も増えてきた。偏見も果てしなくまだまだあるとはいえ何十年前か前というのを皆さんも思い出してみられたら確かに変わったなと思う部分もあるとは思いますが。だから社会のバリアを無くしていく責任は全ての人にあるのだ。変わるべきは本人さん達ではなくて社会側だという事が障害の社会モデルの核心なのです。

この考え方が世界のスタンダードになったから権利条約を国連での人権の条約が出来たとと言えるわけです。これが教育や就労の現場でもやはり未だに個人モデルの考え方が残っていると思います。

障害のある人が出来る事を増やす、それによって本人に自信がついたり、本人が嬉しかったりというのはもちろん、それは大切な事ですけれども、苦手な事は減らさなければならぬ、適用するのが大事というような意識が強すぎると、それが出来なければそれを落胆形で本人に対して否定的な見方という様になってしまうのです。

社会モデルの考え方は社会の中に社会と言っても具体的に様々な現場、学校であったり職場であったり地域であったりという偏見が、どういう参加しにくさがあるのか、そっちの方をもっともって考えていかなければならないのではないかとこの事なのです。

あまり抽象的な話をしていけません。社会モデルの考え方は1970年代頃から各地の運動や取り組みの中で出てきて、それで少しずつ国際的に差別禁止の法律を作る国も出てくる。でもまだ国際的には条約が無かったという事で21世紀になってから障害者権利条約が作られていくのです。

先ほども自己紹介の時に申し上げた通り国連でたくさんの障害の

ある人が集まって権利条約が議論されていきます。これは私が参加した時のアドホック委員会という国連の会議での日本政府の席です。ジャパンと書いてある席の左側のが東俊裕さん。ご存知の方も多いと思います。熊本の弁護士さんです。車椅子ユーザーの弁護士さん。東さんが日本政府の顧問という形で入った。これはどういう事かと言うと、障害者団体、あるいは様々なきょうされんの様な団体とか育成会という様な団体とか様々なNGOが権利条約を作る側にいるのは当然、インクルーシブなインターナショナルとか、そういった組織が参加している事はもちろん、この各国の政府の代表の中にも障害のある人が入るようになっていたということなのです。「Nothing about us without us with us」という事が書いてあったのです。

でもそれは言い換えると本人、障害のある人抜きで障害のある人についての事を色々決めてきた。そういう事の表れだと思えます。障害のある人がどこで暮らしたいか、どの様な人生を送りたいか、そういう事を本人の声を丁寧に知ろうとする事なく健常者の専門家で決めてきた。あるいは家族の声を重視してきた。そういう事への批判でもあるなと思うのです。

繰り返しになりますが、私は貧乏旅行でという言葉強調してしまふのは何の後ろ盾もなく個人で行ったからなのです。日本からも実は40人ほどの様々な当事者の方や、また団体の方が40人ほど会議に参加して、お世話になったのですが本当は通訳を通してそこでの議論というのを聞くと、人種、民族、あるいは宗教、障害の種別、様々な人が集まっていて多少意見の違いは、その場でもあったのですが、でも結局やはり共通する願いというのはあるのだなという事を心から実感しました。

それは排除をするなという事で、「障害者のため」に「特別な場

所」「どこかで作る」という事は実は排除なのだとか、子供の頃から家の近くの学校で一緒に勉強しなかったとか恋愛、結婚、出産、子育て、そんなのは無理と決めつけられるのは嫌だ。そういった叫びというのも聞きましたし、耳が聞こえない人にとつての手話の大切さとか、本当に基本は一緒だなということを強く感じました。

そして、その条約を作る側で1つ印象的なエピソードを紹介したいのですが、アドホック委員会という話し合いの場はマッケイさんという方だったのです。そのマッケイさんが時々この参加者に対して怒る事がありました。それは何かというと、その権利条約の自身を話し合う為に昼休みとか夜とかでもしよつちゆう様々なミーティングが開かれるのです（ミーティングとかプレゼンテーションの場）この問題を知ってほしいという。そうやって様々な資料が会場の中で飛び交うのですけれども、いついつ何時から、どこどこで、こういう話し合いをします。というチラシが配られたりします。それに対してマッケイさんは必要な情報は全ての人アクセス出来る様に、その会議の為にウェブ上の場所があるので情報を全てウェブサイトにここにアップして欲しい、そこにアップしたのと同じものを印刷して紙でも配るのは良いけれども紙だけ配る事はやってはいけないという事を繰り返しマッケイさんは注意されたのです。

それは紙だと視覚障害の人は見えないし、また、読み書き障害があったりして紙で読むのは難しい、でもウェブ上だったら、データだったら読めるという人がいる。そういう人たちの置き去りにする事になるから、それがどんな内容だったとしても駄目だという事で再三怒られたのです。

それが私はすごく印象に残って後々合理的配慮という言葉を理解していく過程で何度も思い出したエピソードなのです。

だからその様々な障害のある人が参加している場で参加はしているけれども形式的にただいるだけというようにならないように工夫がされていたという事です。

だから、その後日本でも障害者制度改革推進会議、今政策委員会と

か言って様々な障害のある人が話し合いの場に参画する流れが出来ています。京都では私が条例を作る時も様々な障害がある人と一緒にやってきた。静岡でもそうしていると思います。

そのプロセスを通して気がつかなかった反省という事はたくさんあるけれどもそれを通して誰も排除しないというのはどういう事かという事を考えていくという事だと思っております。

そうやって作られた話し合いの結果、障害者の権利というのは定められていくわけですけれども障害者権利条約というのは障害者だけの権利というのは一つもないわけです。

全ての人が守られるべきだけれども今のところ障害のある人が侵害されやすい、奪われやすい事は何なのかというのがわかるようになっていけると言えます。

それは第19条です。地域で暮らす、どこで誰とどう暮らすかを選ぶのは本人の権利で、それは1人で暮らすのか、グループホームで暮らすのか、そういった事も含めて本人の意思が尊重される情報を受け取る権利、交通機関を使う権利、必要な支援を受けながら働く権利、学ぶ権利、あとちよつとここで書いてないのですけれども本人が望むパートナーと暮らすとか、家族を作る家族形成の権利とかも書かれています。

現状様々な困難があるけれども、だからこそこれは人権なのだという事を確認する必要があるのです。

そういう権利が守られる様に国や自治体は何をしなければいけないのかという事で法律が出来ていくわけです。

差別解消法の事を話しているうちよつと時間が無くなりそうで皆さんよくご存知だと思っておりますが障害者権利条約の中で差別というのは障害がある事を理由に不当に別扱いだけじゃなくて合理的配慮をしない事も差別だ、バリアがあるのを放っておいている、バリアがあつてそれを取り除いて欲しいという声があるのにそれをしないのも差別だという事をはっきり書いてあるのです。

これを元に差別解消法が出来るわけです。

ちよつと去年の国連の審査の事は、ごくごく簡単に触れたのですが、権利条約をもとに日本がどれくらいこの権利条約を守っているかというのを去年国連で審査が行われてそれに対して日本からたくさんの人がロビイングに行ったという事がありました。

その場で国連の障害者権利委員会というところの委員さんほとんどの人が当事者の方で、まだまだ入所施設や精神科病院から地域移行が進んでいないのではないのか、教育の問題とかそういった事でいっぱい質問が出されて総括所見というレポートが出ています。

これも国際的な権利条約という基準から日本の状況を読み解くために有効なヒントがいっぱいありますので、是非総括所見をみんなで読む勉強会等をしてもらったら良いのではないのかなという様に思います。

総括所見の中でも日本である程度の法改正をしてきたということの評価されているのです。でも地域で暮らす事、地域でどう暮らしたいかを本人が選ぶ、選べる、それを地域で支えるという事がまだまだ出来ていないという事は、かなり詳しく指摘されています。

そして差別解消法が出来て2016年から施行されてきたわけです。

ちよつともう具体例を話した方が良いと思うので差別解消法があるおかげで社会の方が変わらなければいけないという事を端的に示しているのも一つの例として写真を使って説明したりします。

4年前の選挙で重度の障害がある国会議員が誕生した事で、ただちに国会議事堂を工事して車椅子のまま席につけるようにした。

この写真はインパクトがあるのでよく使うのです。そういう物理的なバリアだけじゃなくてルールを変える、直筆で書かなくてもいいとか、挙手とか起立とか、健常者の動作がルールになっていないけれど、そうではなくてもいい、本人が声で読めない場合、介助者が本人の意思を聞いて代読してもいい、そういうようなルールが出来ていく、そういう事が、この排除を無くしていく様々な障害がある人が様々な場に参加する為の変更という事です。

ちよつとこの地域での具体例をいくつか紹介したいと思います。

これは京都で地元であった事です。言語障害がある車椅子の方が電気屋さんで冷蔵庫を買おうとしたのです。本人は言語障害があつて、ちよつと言葉が聞き取りにくい。でも初めての人は確かに分かりにくいのですが2回3回聞き返したりすれば意思疎通出来る方なのですが、店員さんがこの人は言葉でやり取り出来ない人だと思いついて「あら！1人できたの？ご家族は？今度お母さんと一緒に来てね」と言つて、それ以上、店員さんとしての仕事をしてくれなかったのです。

その方は冷蔵庫を買う気満々だったのに結局買い物が出来ずに非常に悔しい想いをされた。

その件については後日行政の窓口等にも相談して、この電気店の方に研修をおこなつていてもらう様に、ちよつと話し合いをする事が少し出来たのですけれども、やはり私からすると脳性麻痺の方で言語障害がある方がたくさんいると思うのですけれども、そういう方とまともに接したことがない、そういう人がまだまだ、多いのだなという事を改めて感じましたし、またおそらく、店員さんは言語障害があるご本人の声を聞いただけで本人とはやり取り出来ないと思ひ込んだわけです。でもおそらく知的障害があるのだろうと思われたと推測するのです。でも、だからといって本人とは取引出来ないという様に思ひ込んで拒否したというのは、やはり間違いだと思ふのです。

これは京都であった例ですが、知的障害のあるお子さんで絵を描く事が好きなお子さんのお母さんが、その地域の何かの掲示板に絵画教室があるのを見ても、これはちょうど良いと思つて申し込んで、知的障害があるという事を伝えたら「何かあったら心配だから常にお母さんが付き添つてくだされば入会出来ますよ」と言われたと、でもそのお母さんは別に自分がいなくてもこの子は絵画教室に参加出来るはずなのに：思つたけれども、その場では埒が明かなくて行政の窓口にも相談したのです。

行政の方が絵画教室に連絡して「そうやって一方的に付き添いがいないと入会出来ないというのは差別解消法で言う差別にあたりますよ。不安があれば話し合いをして下さい」という様に行政の方から話があつて、それで実際に絵画教室と親子との話し合いの場が持たれて、そうすると別にお母さんが付き添っていなくても、このお子さんは参加出来るという事を絵画教室の方も分かつて入会が認められたのです。

こういう話し合いを最初からしておけばよかつた話なのですが、ただ不安、知的障害があるというのをかすかわからないみたいな極端な発想をしてしまう、絵の具をばら撒くのではないか、暴れるのではないかと多少のハブニングは子供であれば絵の具を散らしたりとかは、いくらでもあるけれども知的障害があるイコール付き添いがいないと駄目というのは、それは違うという事です。

そういう事が、まだまだ様々な地域社会の人達には知られていないであらわれでもあるし、この差別解消法はちゃんと対話をしなさいという事が基本的な法律で言っている事だと思ふのです。

対話もしないで決めつける、対話もしないで合理的配慮を断る、そういう事は駄目なのだと言っている法律だと私は解釈しています。付き添いを求めるといふのは障害種別を問わずあります。聴覚障害の方がレジャー施設に行ったら災害があつた時に聞こえない人がいたら館内放送が聞こえないからという極端な例を出して聴覚障害のある方の入場を拒否した。こういうのも差別です。

聞こえない人たちは普段から周りを見渡しながら色々な手段で意思疎通を色々な手段を取りながら働いていたり暮らしていたりしているわけで、こういう障害者イコール何も出来ない、危険、健常者の付き添いがないと…という発想は変えていかないといけないものです。

このケースでも行政の窓口が間に入る事で拒否した企業は謝罪をしたわけです。

これも京都の身近な私の知人が写真を使つても良いよと言う事で

許可を得て使っているのですが、筋ジストロフィーという難病でちよつと座位を取るのが難しいのでベッド型の車椅子を使い人工呼吸器をつけている方なのです。

この方、地域で一人暮らしをして、こうやって電車に乗って外出したりしているわけなのですが、この方はカフェ巡りが好きで、おしゃやかな喫茶店とかそういうのを雑誌で見たりする。そうするとカフェの店員さんが「あつ！ちよつとすいませんが当店はご遠慮ください」と言つたりするのです。

理由と言つても特に出でこない。ただ、このベッド型の車椅子、ベッドに横たわつているとか呼吸器という、あたかも死に近いような凄い重病人だというようなイメージがあるのでしよう。ただどうしていいのかわからないという不安を感じているだけで入店拒否という事があります。

ただよく話し合つてみると、この方自身声は小さいけれども声を出しますので、ちゃんと本人の声を聞いてくださいとヘルパーが言うと直接お店の人と本人が話した結果、「すいませんでした。先ほどは失礼しました」という事で普通にお客さんとして迎えられて、その後行きつけの店となつたという例もあります。

だからまだまだ地域社会の人達は様々な障害のある人が普通に地域で暮らしているというイメージを持ってない。知る機会が無ければそうなつてしまうと思ふのです。

でもそうやって知らないから最初戸惑う。でもそこで何かあつたらいけないからと言つて断つてはいけないというように社会参加を後押しするのが、この差別解消法だと思ふので、入り口で「ご遠慮ください」と言われたから、そこで引き下がるのではなくて、対話を試みる。

これは知的障害がある人についても言えると思ふのです。たとえコミュニケーションが難しいと思つても本人に意思があり、本人の事をもつと知つて欲しいという様に支援者の方も普段から思つて、無理解な対応があつてもそこでなんとかもつと知つてもらふ、その

様な努力をしていくという事が障害のある人が生きる場所、ありのままではいられない場所を、空間を増やしていくし、例えば行きつけのカフェにしょっちゅう行っているとお店のお客さんもだんだん慣れていくのです。最初は何かすぐく重病人の人が来ていて思ったとしても、また来ているな：と1人のお客さんになっていく、そういう変化がもつと起こっていいなと思うのです。

これは私が直接目の前で出会った事例ですけれども、ちょっと滋賀県の少し田舎のところでは車椅子ユーザーの人に私の授業に来てもらおうという事で友人をゲストスピーカーとして呼んだのですが、車椅子に対応しているバスにもかかわらず運転手が「私はスロープの出し方を知らない」と言っていて乗車拒否をされてその結果45分後のバスに乗らざるを得なかったという事があったのです。

これは後でバス会社が非を認めて謝罪をして、またバス会社に対する行政処分がくだるといふ結果になりました。

これは、何故こういう事になったかというのを後で色々な人に聞いてみると、これは駅と大学を結ぶバスなのです。それでその大学にも車椅子ユーザーの学生さんが複数在籍しているという事が分かって、その学生さんに話を聞いてみると、確かにこのバス会社は時々拒否をしていた。乗せてくれない事があった。

でも、それは運転手さんの機嫌が悪いのかなと思って我慢をしたと学生さんが言ったのです。

私は我慢しなくてもいいのでは？と思っても、学生の立場の弱さ、毎日そのスロープを出してもらってバスに乗っていくという利用者の立場の弱さ、嫌われたくないという思いから、我慢していたという事がわかって、それで運転手は気まぐれに拒否してもいいのだと思ってしまうのかなと思ってしまう。ショッピングでもあったし、でもこの時にこれはおかしいというように抗議をして謝罪とか処分を勝ち取る事が出来てよかったなと思っただけです。

でもやはり障害のある本人の立場の弱さ、嫌われたくない、そういうリアルな感情に触れた経験でもあったかなと思うのです。

こういった地域社会での差別事例というのは個々人の問題はあるし、責任はあると思うのですが、やはり様々な障害のある人が身近にいなかった、一緒に学校や地域で暮らしてこなかったからわからないという、不安から拒絶してしまう人が多いという構造的な問題だと思っただけです。

どう接していいのかわからない、疑問があるけれど疑問を聞いたら失礼に当たるかもしれない、もし何かあったらということで結局、手前で拒否してしまう対応を避けるという人が多かった。それは多くの差別を生んできた。また差別的な対応を受けてそれでも外に行くのを止めよう、このバスに乗るのは諦めよう、そういう人も大勢いたと思うのです。

でもそれに対して障害者差別解消法というのはそれを諦めなくてもいいよ、というメッセージを当事者に対して向けるとともにちゃんと対話していかなければならないというように事業者・民間事業者に対しても対話もせず断つたらそれは差別なのだという事で対話を促していく、そういう事が法律の役割でもあると思っています。法律が出来る前からもちろん私が最初に出会った友人等は割とどんどん自分の権利を主張出来る人だったのですが、そういう人はいたけれども、そうではない人もたくさんいた。だから法律が出来た事で理不尽な扱いを受けた時に窓口で相談してもいい、諦めなくてもいいのだというようなメッセージを発しているのだと思うのです。

それで最近の出来事として、おそらく今日ご参加の皆さんも経験されたことだと思いますが、コロナ禍では様々な制限があつて今までだったら合理的配慮をお願いするということにできただけでも遠慮してしまう雰囲気が出てしまったり、また距離を取らなければならぬからという事で介助ヘルパーを断られたという視覚障害の方、実際私の身近でいまして、またマスクをつけるのが難しい人に厳しい目が注がれるという事があつたりしました。

また事業所をお休みになったり、ご本人が楽しみにしているお店

が休みになったりして、ルーティンが崩れて私が言うまでもなく皆さんが経験している事だと思います。

こういったコロナ禍で普段よりちよつと社会が不寛容になったり、みんな我慢したりしているという雰囲気になった時にそれでも差別解消法や権利条約の精神は有効で多様な人がいて当たり前、環境が変われれば不便な想いをするのは健常者も変わらない。

でもその社会の環境をできるだけ排除がないようにどう変えていったらいいのかという事に対して知恵を出し合って考えていくべき時なのではないかと思うのです。

この障害者差別解消法の研修を私はよくさせてもらうのですけれども、まだまだ知られていない、さすがに自治体の職員などは大分中身も含めて理解できるようになったけれども、まだ地域の普通の人、散歩とか買い物で出会うような人は知らないのが当たり前です。

うんざりするような事をしてくるお店もあります。だけど障害のある人や支援者が、これは差別ではないかという事に気づいて声を上げるという事も少しずつはできてきているのです。

少なくとも事業者、お店とかそういうところがある人からの声に対してもう、うちはとにかく無理なのだという様に扉を閉める、対話を断るという事ははいけないという様に法律上も変わった。

またどうしても埒が明かない事があれば自治体が設けている窓口相談をしてそれで第三者が入る事で改善につながるということもこれまで実際私が見聞きしている範囲でも変化してきたという事もあるのです。

そして、やはり知的障害・発達障害がある方で理不尽な扱いを受けても、それに対して自分で声を上げる事が難しい方が多い、だからこそ支援者がしっかり人権意識や差別解消法の知識を持って、こんな理不尽なことがあったのを、このままにしてはいけないという事で行動する。

その職場で相談して場合によっては行政の窓口相談したり、地

域社会の人たちと話し合いの場を持つたりとかそうやって差別的な扱いをなくしていく。

障害のある人がありのまままで過ごせる場所を増やしていく、そういう意味で支援者が出来る事はたくさんあるのではないかというように思います。

ちよつともう時間になってしまったのですが最後に今更ではありませんが、相模原の津久井やまゆり園の事件の後に考えたことを少し話したいと思います。

あの事件の加害者は死刑が確定していますけれども彼が放った「障害者なんていなくなればいい」とか「障害者は周りを不幸にする」という言葉は本当に堪えます。

そう思っている人は他にもいるのだということはインターネットを見ても容易に分かってしまう。でもそれを綺麗事ではなくて本音はこうだというような想いを持っている人が多い。

それはそうではないのだ。いい出会いをしていないだけだと言うように本当に思っている障害者へのヘイトスピーチにはつきりノーを言えるようにやはりなっていきたいと思うのです。

そして2番目で加害者が障害のある人と日常的に接していた元職員ということは非常にショックでした。

皆さんもそうだったと思います。

もちろんいろいろなストレスや相性が悪いとしか思えない事とか様々な事が起こるけれども、でも本当に直接本人と色々な時間を過ごすという事を通して、やはり本人が人格を持った一人の人として見えてくるはずなのに、どんどん、そうではない方向に行ってしまうたという事は、それは果たして加害者のいた職場なり加害者が特殊なのか、そうではないのではないかということを考えていきたい。そして、やはり3番目は匿名。

特に当初は全員全く匿名でした。報道されなかったです。どんな人達が、どのように暮らしていて、突然命を奪われたのだろう。その亡くなった方達の事を想像したくてもできない様なジレンマを皆

さんも感じられたことがあると思います。

でも遺族が強く匿名を望んだという背景には、やはり地域社会における特に知的障害がある人に対する偏見、差別、排除して当然という雰囲気、そういった事の中で、地域で暮らす事を難しくしてきた社会のあり方というものが、根本的に変えていかなければならない。

それは法律や制度が出来たからと言って自動的に変わるという事では全然なくて少しずつ地域社会の様々な人達の考え、凝り固まった考えをほぐして変えていくためにも地域の拠点である作業所、そこで働いている方達ができる事がたくさんあるのではないかな。

そんなことを思ったりしています。

ちよつと予定より時間をオーバーになりましたがここまでにした
と思います。ご清聴ありがとうございました。